

令和8年度 官製談合防止に向けた  
発注機関の取組に関する実態調査報告書  
(概要版)

令和8年4月



**公正取引委員会**  
Japan Fair Trade Commission

## 調査の趣旨

- ✓ 入札談合及び官製談合は発注機関・国民の利益を損なう、あってはならない行為
- ✓ 入札談合及び官製談合を未然に防止するためには各発注機関の組織としての取組が極めて重要

### これまでの公正取引委員会の対応

- ◆ 官製談合等を防止するため、発注機関の職員を対象として
  - ・ 独占禁止法や入札談合等関与行為防止法に関する研修会を開催
  - ・ 発注機関が実施する研修会に公正取引委員会の職員を講師として派遣
- ◆ 発注機関における官製談合等を防止するための取組等の調査を実施※<sup>1</sup>



### 現状

- ◆ 発注機関の職員が入札談合等に関与していたと認められ、発注機関に改善措置等を要求した事例
- ◆ 発注機関の職員による入札等の妨害等事件 等  
後を絶たない状況にある  
(概要 P.26 - 28 参考1 及び参考2 参照)

平成30年以来、8年ぶりに、官製談合等を防止するための  
発注機関におけるコンプライアンスの取組に関する実態調査を実施し、報告書として取りまとめることとした

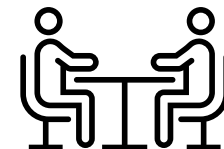
## 調査の概要

### アンケート調査

- ◆ 調査対象  
国の機関（本府省庁等、地方支分部局）、  
政府出資法人、地方公共団体 合計 2,474機関
- ◆ 回答率 89.7%（回答数 2,220機関）
- ◆ 調査期間 令和7年9月～同年12月
- ◆ 過去10年間で違反歴※<sup>2</sup>がある機関 121機関（回答ベース）

### ヒアリング調査

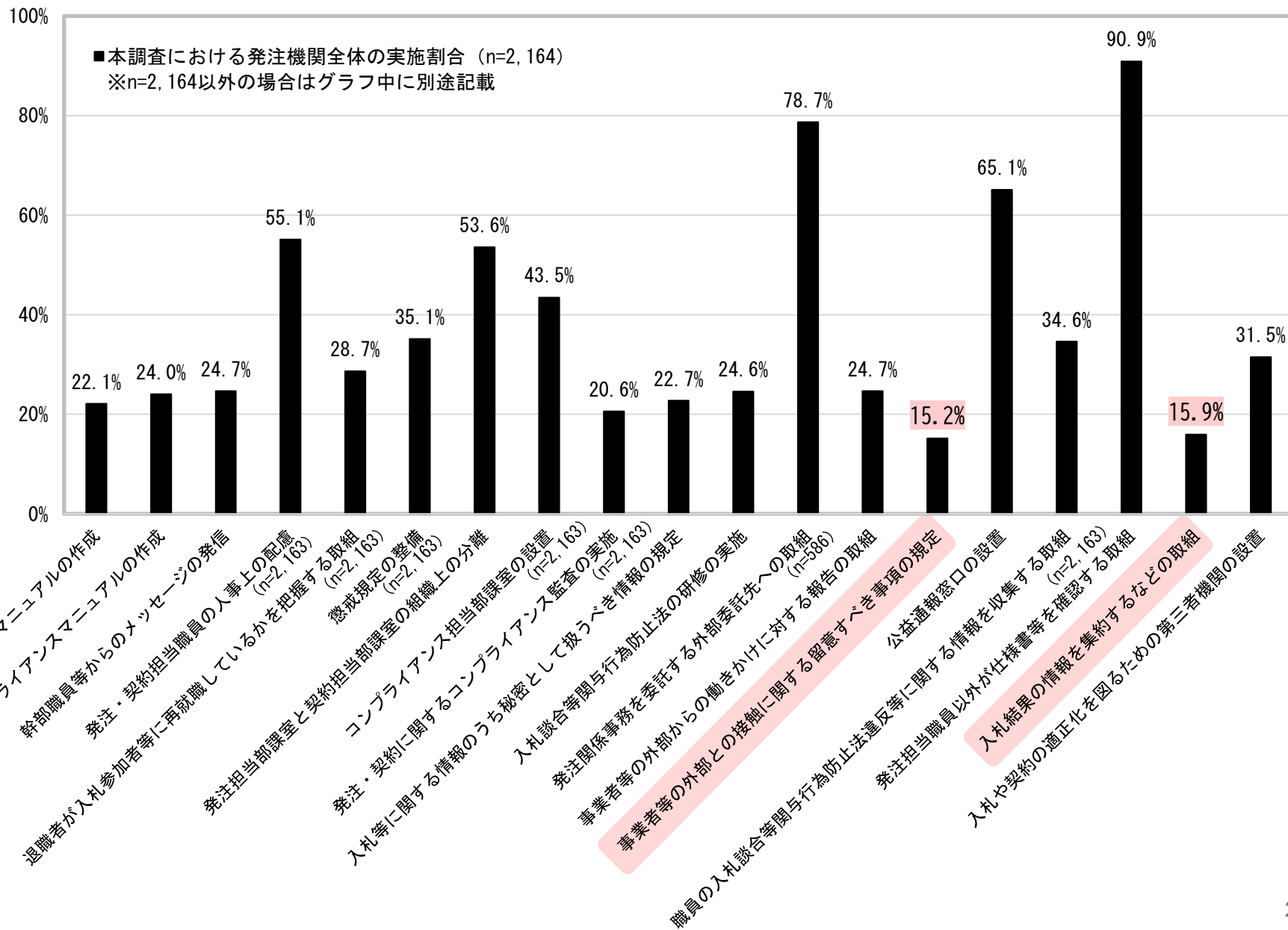
- ◆ 調査対象  
他の発注機関においても参考となると思われる取組を  
実施している等の回答があった56機関
- ◆ 調査方法 対面又はウェブ会議
- ◆ 調査期間 令和7年12月～令和8年1月



※1 直近2回では、平成30年6月に「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」（30年調査）を、平成23年9月に「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書～発注機関におけるコンプライアンス活動～」(23年調査)をそれぞれ公表した。

※2 入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与していたことが認定された実績をいう。

各取組の実施割合



## 違反歴の有無の実施割合の比較

報告書 P.123

- 違反歴なしの発注機関区分よりも違反歴ありの発注機関区分の方が、各取組の実施割合が高い傾向にあった
- 違反歴ありと違反歴なしで実施割合の差分が特に大きい取組は以下2つ

「入札談合等関与行為防止法の研修の実施」	違反歴あり 83.5%、違反歴なし 21.1%	差分 62.4pp
「幹部職員等からのメッセージの発信」	違反歴あり 64.5%、違反歴なし 22.3%	差分 42.1pp

※四捨五入の処理により、差分の数値が一致しない場合がある。

## 30年調査と本調査の実施割合の比較

報告書 P.6-7

- 本調査における各取組の実施割合は30年調査からおおむね増加傾向にあった
- 実施割合が特に増加傾向にある取組は以下2つ

「発注関係事務を委託する外部委託先への取組」	(17.6%→78.7% (+61.1pp))
「発注・契約担当職員の人事上の配慮」	(34.6%→55.1% (+20.5pp))

※()内数値は、30年調査の実施割合→本調査の実施割合(30年調査と本調査の実施割合の差分)を示す。

## 発注機関区分別の実施割合の比較

報告書 P.124

- 発注機関区分の別によって実施割合の差が特に大きい取組は以下2つ

「入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置」	都道府県又は指定都市 93.7%	人口5万人未満の地方公共団体 8.7% (84.9pp)
「発注・契約に関するコンプライアンス監査の実施」	政府出資法人 78.1%	人口5万人未満の地方公共団体 6.5% (71.6pp)

※()内数値は、発注機関区分別の実施割合の最大値と最小値の差分を示す。

## 各取組の実施状況等

- 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備
- 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備
- コンプライアンス意識向上のための周知啓発
- 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況

### ①発注・契約コンプライアンスマニュアルの作成について

発注・契約コンプライアンスマニュアルを作成している割合について過去調査と比較すると、いずれの発注機関区分においても増加傾向にある

### ②入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定について

入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を規定している割合は

「都道府県又は指定都市」が57.1%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が14.0%で最も低い

### ③事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組について

事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組を行っている割合は

「都道府県又は指定都市」が68.3%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が14.8%で最も低い

### ④事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項の規定について

事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項を規定している割合は

「都道府県又は指定都市」を除いたいずれの発注機関区分においても50%以下

① 発注・契約担当職員が入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関わることをないように注意すべき事項等を整理したマニュアル【調査票問2】 報告書 P.9-P.18

発注・契約コンプライアンスマニュアルを作成している割合

- 「都道府県又は指定都市」が63.5%で最も高く、「国の機関（地方支分部局）」が9.5%で最も低い

作成している割合について過去調査との比較

- 23年調査、30年調査と比較すると、**いずれの発注機関区分においても増加傾向にある**

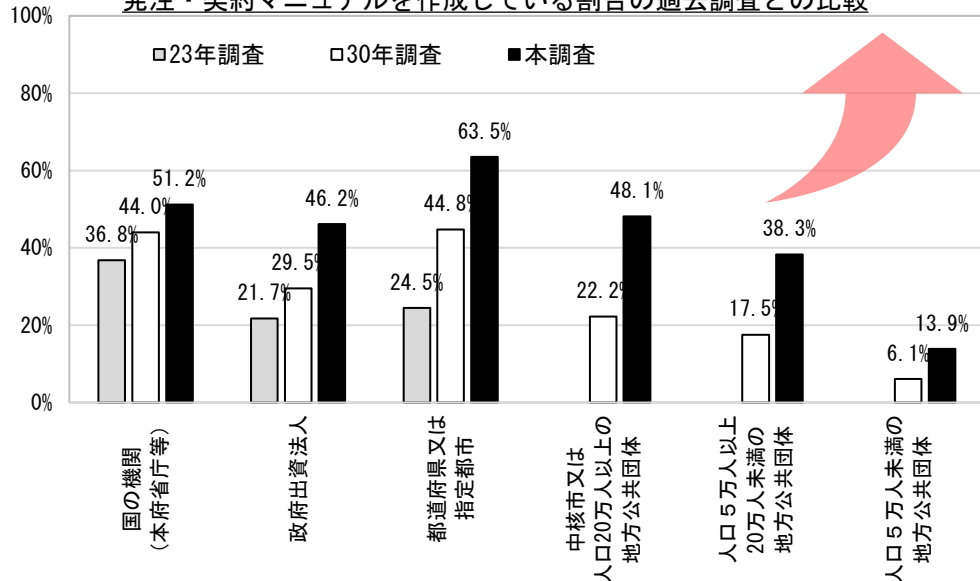
作成後に見直しを行っている割合

- 「国の機関（地方支分部局）」、「政府出資法人」、「都道府県又は指定都市」、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」は50%以上

取組例

- **マニュアルの改訂については、外部有識者で構成する委員会を活用し、意見を頂いている。**（国の機関（地方支分部局））
- マニュアルには、当庁の過去の違反事件の概要を記載し、研修の場で過去の違反事件を含めた注意喚起をしている。（人口5万人未満の地方公共団体）
- 共有イントラネットでいつでも見られる場所に掲載するとともに、定期的に幹部等が通知する綱紀保持の徹底に併せてマニュアルを周知することなどを繰り返し行うことでマニュアルの浸透を図っている。（人口5万人未満の地方公共団体）

発注・契約マニュアルを作成している割合の過去調査との比較



※ 国の機関（地方支分部局）は23年調査、30年調査対象外のため掲載していない。  
 ※ 23年調査は、本調査と発注機関区分の整理が異なるため、本調査においては「国」、「政府出資法人」、「都道府県又は指定都市」を比較している。

## ② 入札等に関する情報のうち、秘密として扱うべき情報の規定【調査票問10】

報告書 P.21-P.30

## 入札等に関する情報のうち、秘密として扱うべき情報を規定している割合

- 「都道府県又は指定都市」が57.1%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が14.0%で最も低い
- 「都道府県又は指定都市」を除いたいずれの発注機関区分においても50%以下

## 入札等に関する情報のうち、秘密として扱うべき情報の管理方法を規定している割合

- 「都道府県又は指定都市」が77.8%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が36.6%で最も低い

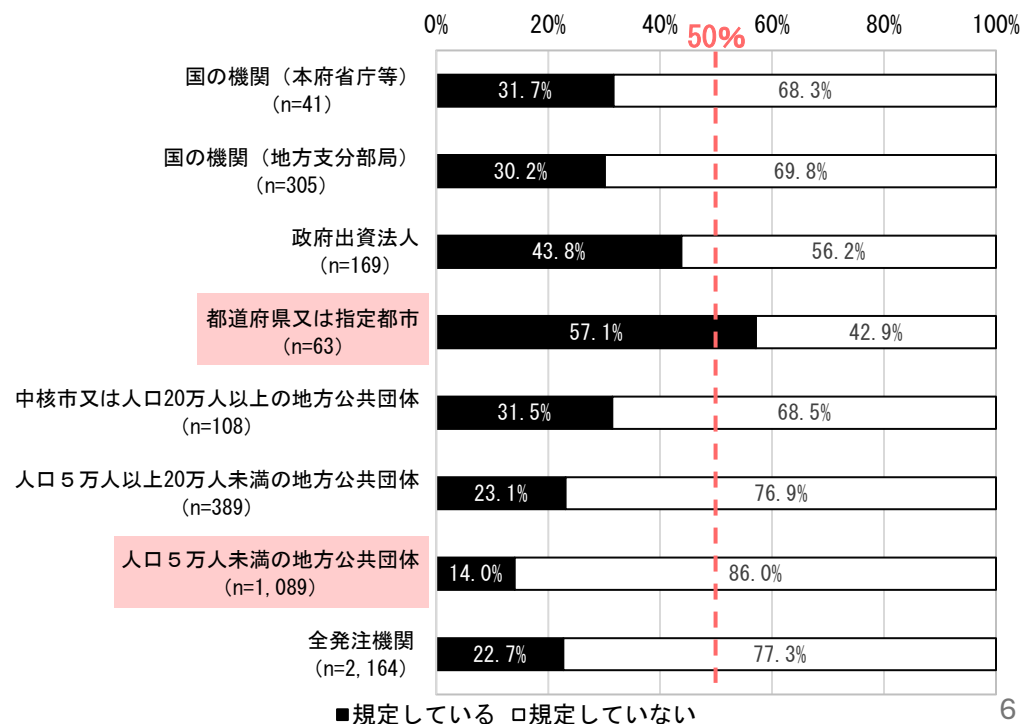
## 管理方法を周知している場合、周知方法について

- 「政府出資法人」、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」、「人口5万人未満の地方公共団体」は「共有イントラネットで確認できる」のみと回答した割合が最も高い

## 取組例

- どのような項目を秘密情報とするのか、項目ごとの秘密とする期限、期限を設けず非公開の扱いとするもの等を規定している。（国の機関（本府省庁等））
- 入札等に関する情報のうち秘密情報として扱うべきものを取り扱う場合は、決裁範囲を最小限としているほか、情報管理規定においてもアクセス制限を定めている。（国の機関（本府省庁等））
- 入札等に係る秘密情報の管理規定は共有のイントラネットで周知しているほか、例年実施している研修において情報管理の徹底について説明を行っている。この研修資料についてもイントラネットに掲載していつでも見ることが出来る状態にしている。（都道府県又は指定都市）

## 入札等に係る情報のうち秘密として扱うべき情報を規定している割合



③ 事業者等の外部から法令に違反するような行為をすることを求める働きかけを受けた場合、  
上司等に報告する等の取組の実施状況【調査票問15】

報告書 P.31-P.33

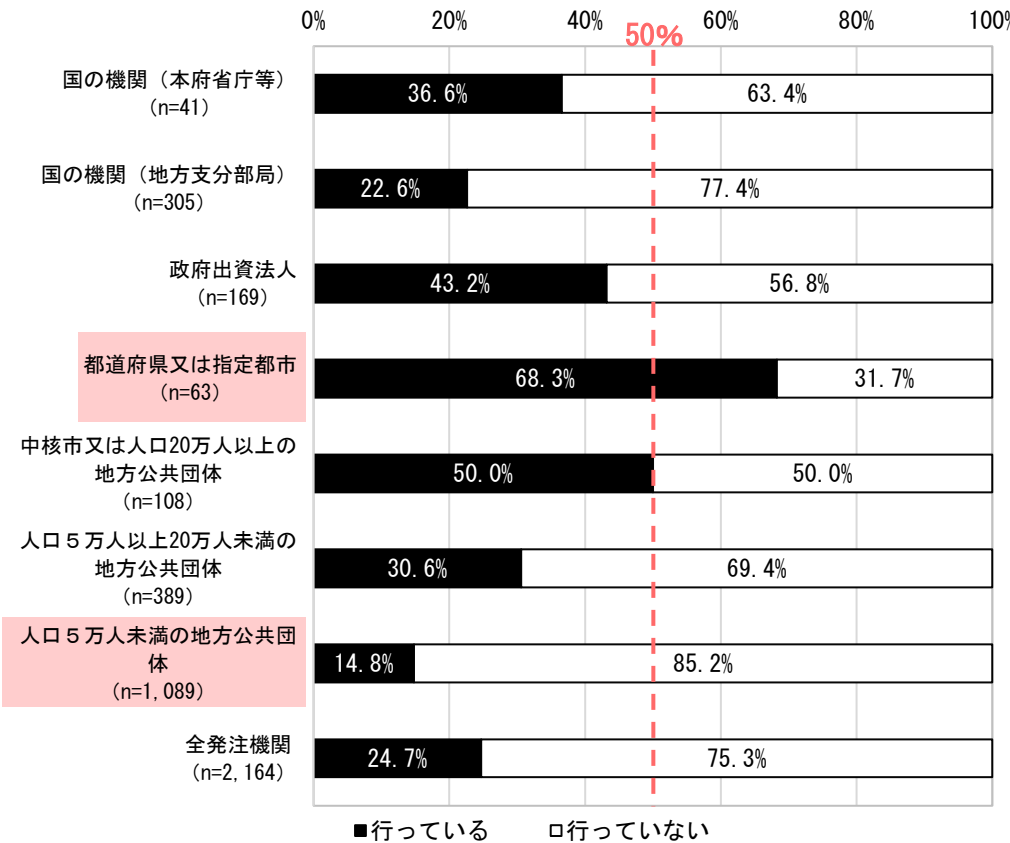
事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組を行っている割合

- 「都道府県又は指定都市」が68.3%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が14.8%で最も低い
- 「都道府県又は指定都市」を除いたいずれの発注機関区分においても50%以下

取組例

- 具体的に事業者等の外部から働きかけがあれば当庁のHPに公表する旨規定している。（人口5万人未満の地方公共団体）
- 事業者等の外部からの働きかけへの対応方法に関するマニュアルを作成し、マニュアル中に秘密情報等について不正に入手する働きかけ行為があった場合の適切な事務処理方法をフロー図で示している。（都道府県又は指定都市）
- 職員は不当な働きかけを受けたと認められる場合、報告書をもって所属長等に報告し、要綱で定めた内部の臨時的な委員会に報告することとしている。（人口5万人以上20万人未満の地方公共団体）

事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組を行っている割合



**④ 事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項の規定【調査票問16】**

報告書 P.34-P.41

**事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項を規定している割合**

- 「都道府県又は指定都市」が52.4%で最も高い
- 「都道府県又は指定都市」を除いたいずれの発注機関区分においても50%以下

**規定している場合、当該規定の内容**

- いずれの発注機関区分においても「常に2名以上で対応する」、「対応場所は庁舎内の定められたオープンスペースで対応する」と回答した割合は高く、上位2位以内である

**規定している場合、遵守状況を確認している割合**

- いずれの発注機関区分においても50%以下

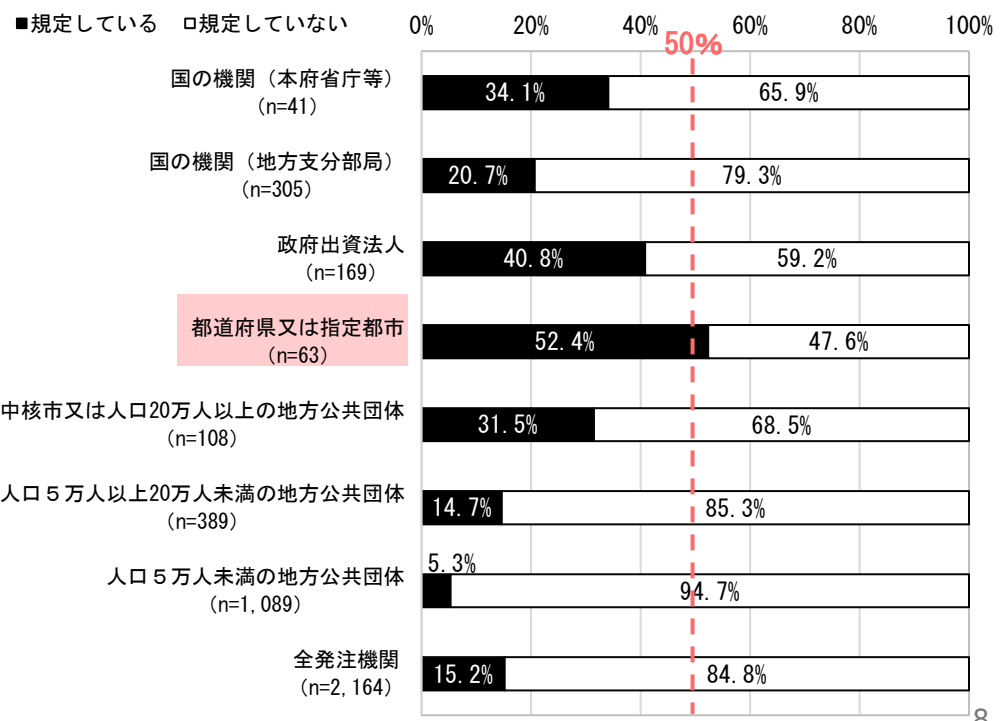
**取組例**

● 当庁は人口規模が小さい自治体であるため、発注機関職員と受注事業者（利害関係人）が自治会や消防団で顔を合わせるなど、公私を完全に分けることが困難である。そのため、マニュアルには公私の分離が困難な場面における留意事項（下記「記載例」）を盛り込んでいる。（人口5万人未満の地方公共団体）

**記載例**

- 不当な要求を受けた場合は組織として毅然と対応する
- （事業者との不適切な関係の構築等を防止するため）事業者との業務のやりとりを職員個人の携帯電話で行うことを禁止する
- 心得において規定を定めており、事業者等と面談する際は常に2名以上で対応することとしているほか、私用携帯やSNSを業務に利用することを禁止している。（中核市又は人口20万人以上の地方公共団体）
- 内部監査で確認している。（国の機関（地方支分部局））

事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項を規定している割合



## 各取組の実施状況等

- 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備
- 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備
- コンプライアンス意識向上のための周知啓発
- 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況

### 概要

#### ①発注担当部課室と契約担当部課室の組織上の分離状況と発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組について

- ・発注担当部課室と契約担当部課室を組織上、分離している割合は  
「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」が82.4%で最も高く、「国の機関（地方支分部局）」が30.5%で最も低い
- ・発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組を行っている割合は  
いずれの発注機関区分においても86%以上の割合で「行っている」

#### ②発注や契約に関するコンプライアンス監査の実施状況について

発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査を実施したことがある割合よりも、  
監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがある割合の方が高い

## ① 発注担当部課室と契約担当部課室の組織上の分離【調査票問7】

### 発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組【調査票問19】

#### 発注担当部課室と契約担当部課室を組織上、分離している割合

- 「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」が82.4%で最も高く、「国の機関（地方支分部局）」が30.5%で最も低い

#### 発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組

- いずれの発注機関区分においても86%以上の割合で「行っている」
- 「発注担当部課室と契約担当部課室を組織上、分離していない」かつ「発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組を行っていない」割合
- 10%以下の割合ではあったが、違反歴の有無を問わず、どちらも共に実施していないと回答した発注機関があった

#### 取組例

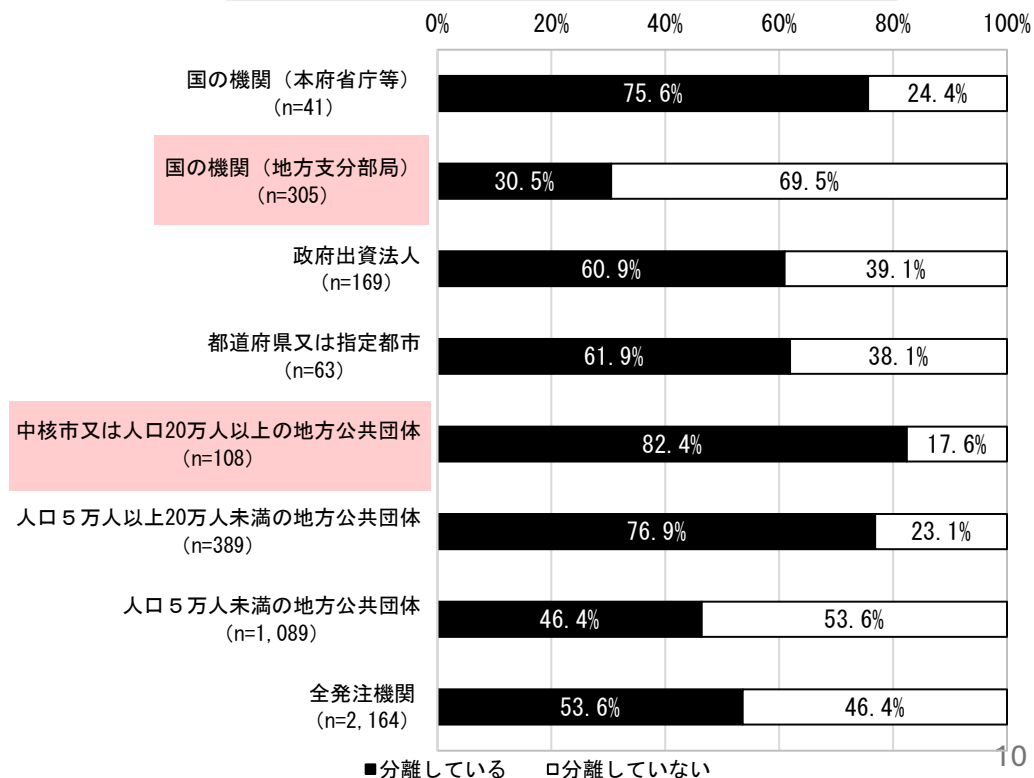
##### 【発注担当部課室と契約担当部課室の分離について】

- 特定の案件において課単位で発注担当と契約担当は分離していないが、技術職の担当が設計し事務方が入札契約を行うという形で、担当により分離している。（都道府県又は指定都市）

##### 【発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組】

- AIを活用して標準仕様書に基づく記載となっているか形式面からの確認を行っている。今後はよりデータを取り込み内容についても確認できるような取組を考えている。（政府出資法人）

発注担当部課室と契約担当部課室を組織上、分離している割合



② 発注や契約に関するコンプライアンス監査の実施【調査票問9】

報告書 P.57-P.60

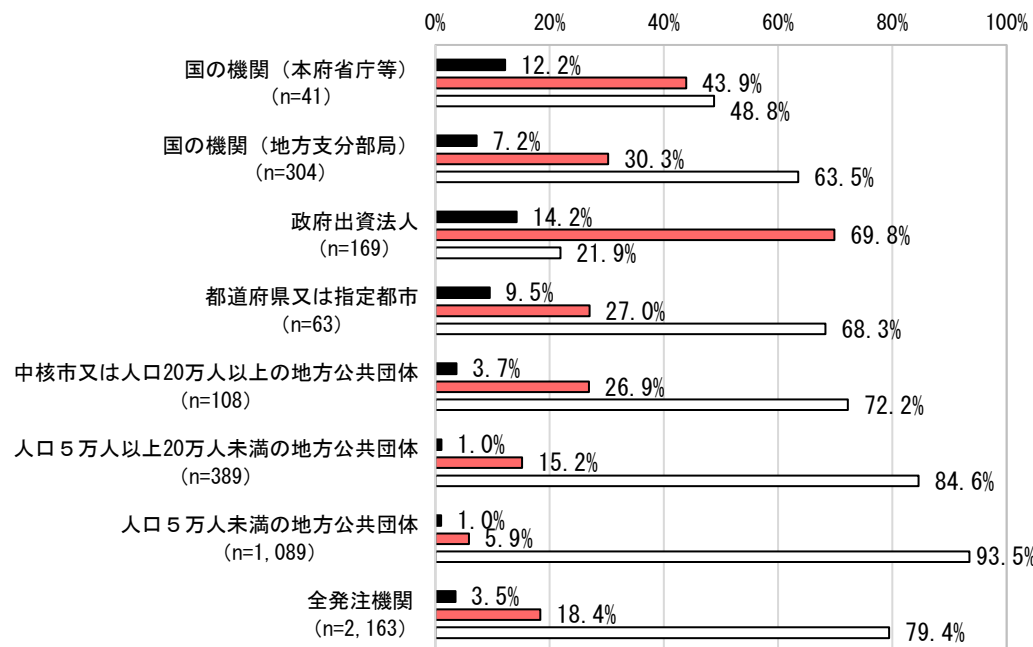
発注や契約に関するコンプライアンス監査の実施状況

- いずれの発注機関区分においても「発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査を実施したことがある」割合よりも「監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがある」割合の方が高い
- 「監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査」を実施したことがある場合の過去5年間の実施頻度
- いずれの発注機関区分においても「1年に1回」と回答した割合が最も高い
- 「発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査」を実施したことがある場合の過去5年間の実施頻度
- 「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」を除いたいずれの発注機関区分においても「1年に1回」と回答した割合が最も高い

取組例

- 調達業務の実態の把握と現状における問題点の改善を一つの目的として監査を実施している。監査項目は、例えば、官製談合等を防止するための職員教育を実施しているか、入札談合・官製談合の未然防止に向けたポスターを掲示しているか、契約書に入札談合防止に係る記載がされているかなどがある。（国の機関（本府省庁等））
- 特定課室内に設置した業務指導チームが出先機関を見回り、内規等に基づいた業務を実施しているか確認している。また、チェックシート等により職員自ら、自身のコンプライアンスを確認させる取組を行っている。（都道府県又は指定都市）

発注や契約に関するコンプライアンス監査の実施状況



- 発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査を実施したことがある
- 監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがある
- 実施したことがない

## 各取組の実施状況等

- 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備
- 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備
- **コンプライアンス意識向上のための周知啓発**
- 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況

### 概要

#### ①入札談合等関与行為防止法の研修の開催実績について

入札談合等関与行為防止法の研修を開催したことがある割合は

「都道府県又は指定都市」で74.6%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が13.3%で最も低い

#### ②入札談合等関与行為防止法の研修の定期的な開催について

- ・ 入札談合等関与行為防止法の研修を定期的に開催している割合は違反歴ありの発注機関区分の方が定期的に開催している割合が高い
- ・ 入札談合等関与行為防止法の研修を開催しない理由  
「普段の業務の中で適宜教育指導を行っているため、実施していない」の割合が最も高い

## ① 入札談合等関与行為防止法の研修の開催【調査票問11】

報告書 P.72-P.82

### 入札談合等関与行為防止法の研修を開催したことがある割合

- 「都道府県又は指定都市」で74.6%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が13.3%で最も低い
- 国の機関（本府省庁等、地方支分部局）においても実施割合は35%以下で、国の機関（地方支分部局）では全体平均の24.6%を下回った

### 開催したことがある場合、過去5年間の開催頻度

- 「人口5万人未満の地方公共団体」を除いたいずれの発注機関区分においても「1年に1回程度」の割合が最も高い
- 「人口5万人未満の地方公共団体」は「不定期に実施している」割合が35.9%で最も高い

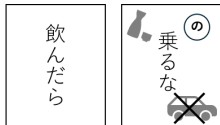
### 「開催したことがある割合」について過去調査との比較

- 23年調査、30年調査と比較すると、いずれの発注機関区分においてもおおむね増加傾向にある

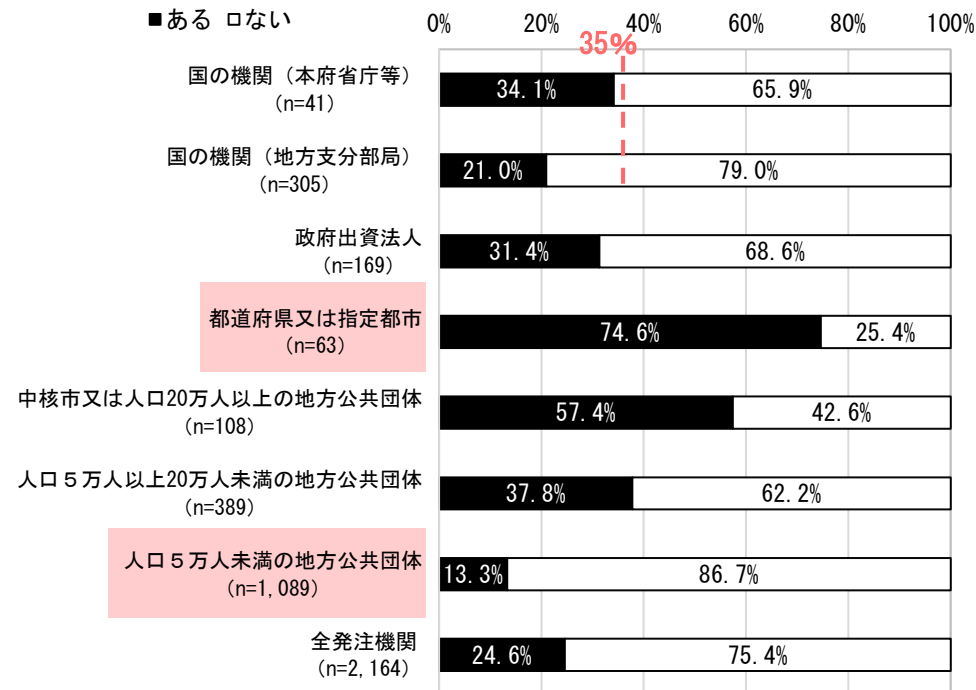
### 取組例

- 毎年12月を職場風土改善月間とし、不祥事防止ハンドブックを使用して研修を行っている。また、かるた形式（例：「飲んだら」カード→「乗るな」カード）でも普及啓発を行っている。（都道府県又は指定都市）

※イメージ



入札談合等関与行為防止法の研修の開催実績



## ② 「入札談合等関与行為防止法の研修の開催」における違反歴の有無別の比較

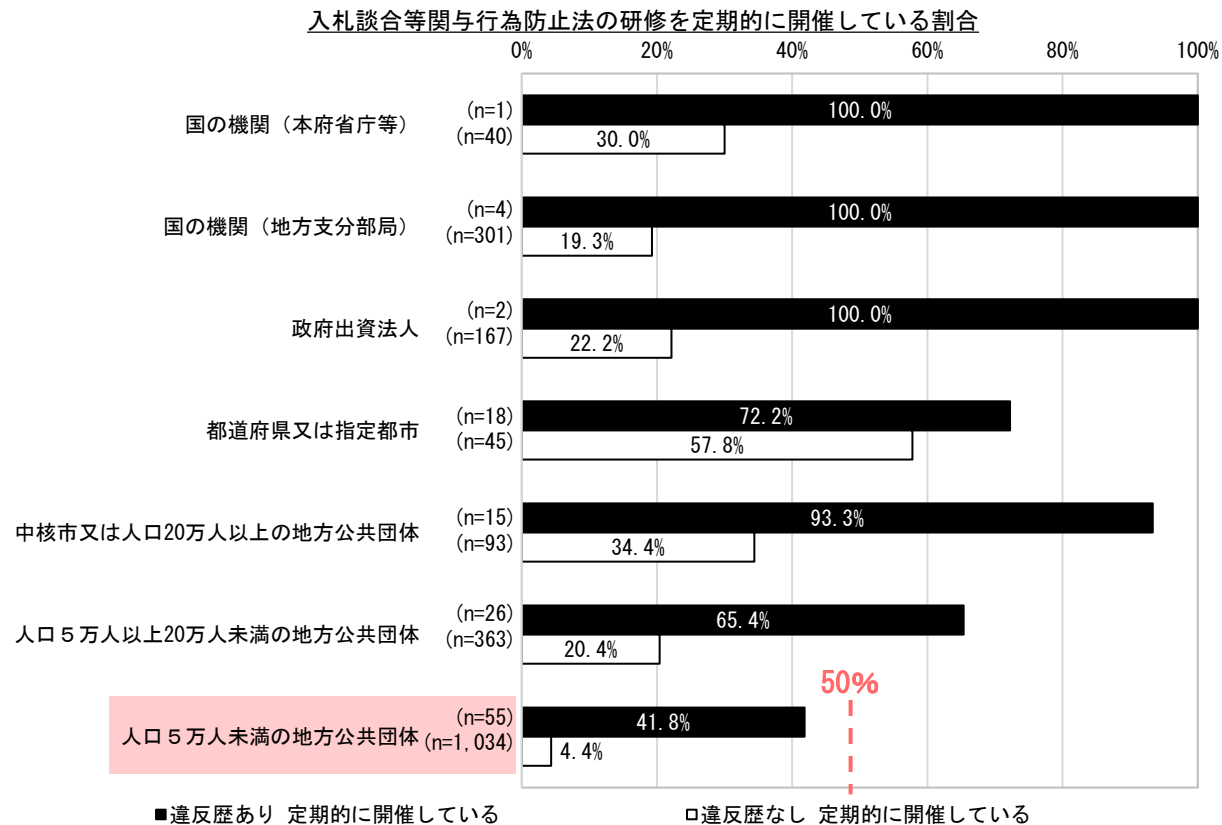
報告書 P.126-P.127

### 違反歴の有無別にみる、定期的に開催※している割合

- いずれの発注機関区分においても、違反歴ありの発注機関の方が定期的に開催している割合が高い
- 「人口5万人未満の地方公共団体」においては、違反歴の有無を問わず定期的に開催している割合は50%以下

### 違反歴の有無別にみる、開催したことがない場合の開催しない理由

- 違反歴の有無にかかわらず、いずれの発注機関区分においても「普段の業務の中で適宜教育指導を行っているため、実施していない」の割合が最も高い



※ アンケート調査において、過去5年間の入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修の開催頻度を「半年に1回以上」、「1年に1回程度」、「2年に1回程度」、「3年に1回程度以下」とした回答を指す。

## 各取組の実施状況等

- 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備
- 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備
- コンプライアンス意識向上のための周知啓発
- 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況

### 概要

#### ①不自然な入札結果の情報を集約するなどの取組について

- ・入札結果の情報を集約するなどの取組を行っている割合は  
「国の機関（本府省庁等）」が56.1%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が5.4%で最も低い

#### ②入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置について

- ・入札や契約の適正化を図るための第三者機関を設置している割合は  
「都道府県又は指定都市」が93.7%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が8.7%で最も低い
- ・他の発注機関等と共同で連携、協力して設置しているという取組は地方公共団体ではみられなかった

## ① 不自然・不合理な点が生じている入札結果について、情報を集約したりするなど、不自然な入札結果を把握する取組【調査票問20】

### 入札結果の情報を集約するなどの取組を行っている割合

- 「国の機関（本府省庁等）」が56.1%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が5.4%で最も低い

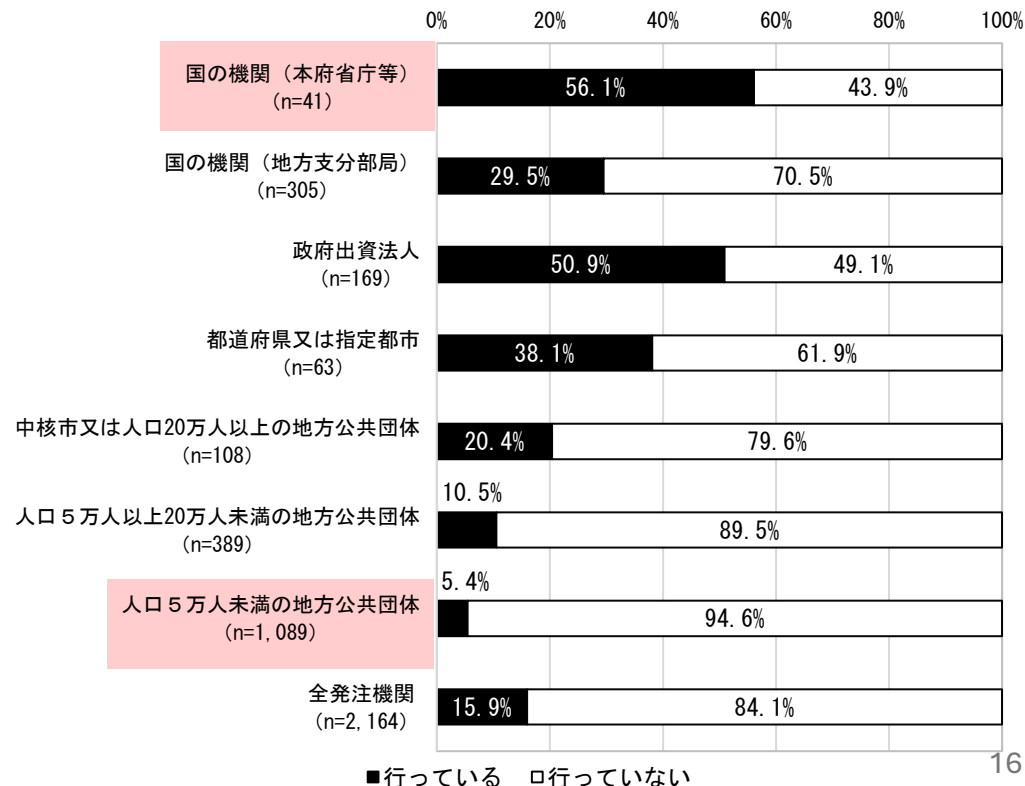
### 取組を行っている場合、どのような状況がみられた場合に情報の集約等を行っているか

- 発注機関全体の平均でみると「一者入札」が70.1%と最も高い
- 「その他」の内容は、「入札談合に関する情報が寄せられた場合（都道府県又は指定都市）」、「失格者が大量に出た場合（人口5万人未満の地方公共団体）」等

### 取組例

- 第三者委員会（入札監視委員会）等と連携し、不自然な状況結果を報告し、審議している。（都道府県又は指定都市等）
- 過去の入札結果等の内訳書等を特定の部局に集約し、過去の応札状況も踏まえて分析している。（国の機関（地方支分部局）等）
- 職員だけで分析等を行うのではなく、外部弁護士に委託の上分析し、毎月、入札状況の確認、報告を行っている。（都道府県又は指定都市等）

入札結果の情報を集約するなどの取組を行っている割合



② 入札や契約の適正化を図るため、外部の有識者等を構成員として問題を検討するための  
第三者機関の設置状況【調査票問21】

入札や契約の適正化を図るための第三者機関を設置している割合

- 「都道府県又は指定都市」が93.7%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が8.7%で最も低い
- 「政府出資法人」においては他の発注機関等と共同で連携、協力して設置しているという取組がみられたが、地方公共団体ではみられなかった

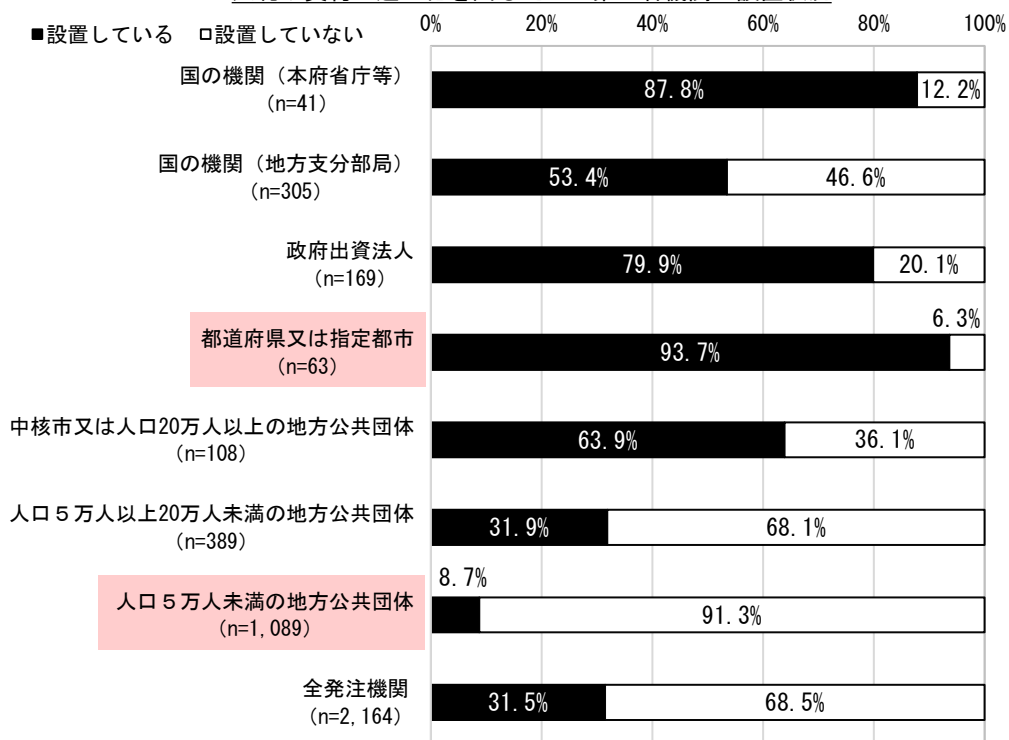
設置している場合、審議の頻度

- 発注機関全体の平均でみると「年2回程度」が43.6%と最も高い

取組例

- 近隣に所在する複数の発注機関と共同で設置している。(政府出資法人)
- 公共工事だけではなく、物品の調達や業務委託契約についても審議の対象としている。一般競争入札だけではなく、指名競争入札、随意契約からも案件を抽出している。(人口5万人未満の地方公共団体 等)

入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置状況



# 各取組の課題と要点

## ヒアリング調査により判明した入札談合等関与行為防止法等の違反原因

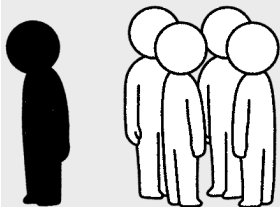
報告書P. 125

### ① 職員のコンプライアンス意識不足



- 職員個人の倫理観の欠如、事業者との馴れ合い、各種法令やコンプライアンスの知識、認識不足が根底にあった。（人口5万人未満の地方公共団体）
- 入札等に関する秘密として扱う情報の管理について徹底することやマニュアルを作成する等の様々なルール作りを行い、対策を行った後にも違反事件が発生した。過去、逮捕起訴された職員が何年も同じ業務に従事していたことにより業者と癒着していたことを考えると職員の意識の問題があると考えられる。（都道府県又は指定都市）

### ② 目が行き届かない組織体制



- 業務が入札不調となることで事業が滞ってしまうという状況が職員の負担となっていた。上司からの期待やプレッシャーもあり、職員は誰にも相談できずに抱え込んでしまい、事業者へ情報を漏えいした。（人口5万人以上20万人未満の地方公共団体）
- 専門性が高すぎる業務について、業務内容が難解すぎるがゆえに複数の目で確認できるものではなく、上司を含めて周囲の目が行き届かなくなった。（政府出資法人）
- 過去、逮捕起訴された職員は、関係する事業者から繰り返し働きかけを受けたことや、前任者も同じように漏えいしていたこと、金券等の見返りを受けていたことから漏えいしていた。組織として情報管理の在り方に問題があったと考えている。（都道府県又は指定都市）

ヒアリング調査により判明した官製談合等の防止に向けた取組を実施していない・していなかった理由 報告書P.129

① 予算、人員等のリソース不足



- 【入札・契約の適正化を図るための第三者委員会の設置】 予算、人手不足のため検討していない。（人口5万人未満の地方公共団体）
- 【発注・契約担当職員の人事上の配慮】 人的リソースが不足しているため、実施できない。特に技術系職員が不足しており、同一課内でも担当業務の担当替えを行うことが困難である。（人口5万人未満の地方公共団体）

② 従前、特に指摘がないための前例踏襲



- 【発注・契約コンプライアンスマニュアル】 契約や発注に係るルールや留意する事項は担当の引継ぎによって行われているため当庁全体のマニュアルはない。（人口5万人未満の地方公共団体）
- 【発注・契約コンプライアンスマニュアル】 違反等事件が発生して初めてマニュアルを作成した。入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が発生することはないだろうという思い込みや慢心があった。（人口5万人未満の地方公共団体）
- 【入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定】 予定価格や積算に係る資料などは当然、入札等に係る秘密情報であり、あえて特定する必要はないと考えている。秘密情報の管理も担当者判断で行っている。（都道府県又は指定都市）
- 【事業者の外部からの働きかけに対する報告の取組】 働きかけを受けた場合に対応する部署等を設置していないが、総務課が対応するものとする。（人口5万人未満の地方公共団体）

## 違反等事件が発生した際の対応や当時の業務への影響

- 違反等事件に関与した職員は懲戒免職で処分されている。（人口5万人未満の地方公共団体）
- 記者会見を開き、役員から報道各社へ説明会を行った。（政府出資法人）
- 再発防止策を迅速に公表することが求められていたため、丁寧に各施策の効果等を検証する時間がなかった。**再発防止のための施策はどうしても手厚くなりがちで、業務量が増えてしまう。**未然防止のための施策に努めておくべきであったと考える。（中核市又は人口20万人以上の地方公共団体）
- 報道機関への対応、捜査機関への捜査対応、入札制度改革とその再発への対応、組織体制の変更、倫理規程の整備など、**事件後迅速に取り組まなければならないことが数多くあった。**（人口5万人以上20万人未満の地方公共団体）


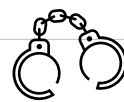


日頃の通常業務に加え、組織内外で迅速かつ多くの対応を求められることから、業務の負担が増加

「**業務の負担が増加した**」という回答は違反等事件が発生した発注機関のリソースに応じて大きく異なるものではなかった




違反等事件が発生した場合、**予算や人員等のリソース不足にかかわらず、職員の業務負担は増加することとなり得る**

関係法令等	発注機関の対応等	職員（違反者）のリスク
<b>【発注機関が講じる改善措置】</b> ・入札談合等関与行為防止法第3条	・入札談合等関与行為を排除するための <b>改善措置</b> 及び措置内容の公表 ・公正取引委員会に通知	
<b>【損害賠償等】</b> ・入札談合等関与行為防止法第4条 ・予算執行職員等の責任に関する法律 第4条第2項 ・地方自治法 第243条の2の8第3項 ・独占禁止法 第25条	・入札談合等関与行為による <b>損害、賠償責任の有無、賠償額の調査</b> 及び調査結果の公表 ・職員への損害賠償の請求 ・事業者への損害賠償の請求	発注機関からの <b>損害賠償の請求</b> 
<b>【懲戒】</b> ・入札談合等関与行為防止法第5条	懲戒処分の適用可否の調査及び調査結果の公表	<b>懲戒処分（免職、停職等）</b>
<b>【職員による入札等の妨害】</b> ・入札談合等関与行為防止法第8条	-	<b>拘禁刑（5年以下）、罰金（250万円以下）</b> 
-	・指名停止措置等の措置 ・報道機関、捜査機関、議会等の関係各所への対応 ・国民からの信用失墜 ・通常業務への影響 等	・説明責任 ・信用失墜 ・再就職への影響 ・家族への影響 ・退職金や給与等への影響 等

## (1) 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備

報告書 P.130、P.137

 発注機関が規定類を定めない場合

- ・ 事業者等の外部との接触や秘密情報の管理等、職員個人の倫理観に対応や行動を委ねることとなる
- ・ 担当者が意図せず入札談合等の違法行為に加担をしてしまう可能性

- ・ 発注機関によって情報の扱いに差があることを念頭に置き、入札等に係る秘密として扱うべき情報を明示的に示すこと
- ・ 各職員の引継ぎ等による口頭伝承ではなく、組織として規定することで職員間での認識のずれや伝達漏れを防ぐこと
- ・ 研修や会議等の場において実務的かつ定期的に周知した上で共有のイントラネット等に掲載することが望ましい

## (2) 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備

報告書 P.131、P.138

 発注担当職員が不適切な意図を持って発注をした場合

見過ごしてしまうことや早期発見が困難な可能性がある

ただし、体制面の整備は予算や人員等の一定のリソースが必要

特に予算や人員等のリソースが限られていると想定される発注機関においては、

- ・ 可能な範囲で複数の人の目で確認するダブルチェック体制を整備すること
- ・ 取組内容を取捨選択するなどにより各発注機関が必要と考える取組を実施していくこと



### (3) コンプライアンス意識の向上のための周知啓発

報告書 P.132、P.139



- ・ コンプライアンス意識の向上のための周知啓発のための取組は、再発防止としては取り組まれているが未然防止としては積極的に取り組まれているとはいえない状況
- ・ 入札談合等関与行為防止法等の違反原因として「職員のコンプライアンスの意識不足」が多く述べられていた

#### 【最も優先して取り組むべき事項】

- ・ 定期的かつ継続的にコンプライアンス意識を向上するための研修を実施すること



### (4) 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組

報告書 P.133、P.140-P.141



- ・ 「入札結果の情報を集約するなどの取組」は特に実施している割合が低い
- ・ 「入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置」は多くの発注機関において全ての入札案件を審議している状況にはない

- ・ 第三者機関が案件を抽出する際、「入札等の結果を集約したり原因を分析する取組」、「発注や契約に関するコンプライアンスの監査の実施」等と連携し、より多くの入札結果について妥当性の検証や違反行為を速やかに発見する機会を確保すること
- ・ 特に予算や人員等のリソースが限られている発注機関においては、第三者機関の設置に当たって、既存組織の活用や近隣の発注機関との共同設置を視野に入れること

公正取引委員会が行う各発注機関が官製談合等を防止するために実施する各取組への支援 報告書 P.142-P.143

### ① テキストや支援ツールの公表



- テキスト「入札談合の防止に向けて」 (<https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.html>でダウンロード可能)
- 官製談合防止マニュアルチェックリスト（報告書別紙４）
- 1分で分かる！入札談合等関与行為防止法（報告書別紙５－１）
- 理解度チェックテスト（報告書別紙５－２）
- 入札談合・官製談合の未然防止に向けたポスター（報告書別紙５－４）
- 官製談合等の防止に向けた取組一覧表（報告書別紙６）
- 官製談合等の防止に向けた取組体系図（報告書別紙７）

### ② 相談への対応

- 各発注機関等で行う官製談合等の防止に向けた取組に関すること
  - 入札結果の情報収集や分析に関すること
  - 入札談合等関与行為防止法等についての一般的な相談等
- ※問い合わせ先は本報告書別紙10



### ③ 各発注機関への講師派遣や研修会の開催

発注機関の職員に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会への講師派遣を無償で行っている是非今後御活用いただきたい



所要時間：1時間半程度（応相談）

研修費用：講師謝金、講師の旅費等 不要

※詳細等は「講師派遣について（御案内）」（本報告書別紙５－３）を参照

# 参考資料

(参考1) 公正取引委員会が認定した「入札談合等関与行為」の事例一覧  公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

1	岩見沢市が発注する建設工事における事例	岩見沢市の職員は、同市が発注する建設工事について、反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示するなどしていた。 (平成15年1月30日、岩見沢市長に対し改善措置要求)
2	新潟市が発注する建設工事における事例	新潟市の職員は、同市が発注する建設工事の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示するなどしていた。 (平成16年7月28日、新潟市長に対し改善措置要求)
3	日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事における事例	日本道路公団役員は、鋼橋上部工工事について、①同公団の退職者から競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度、その内容について承認する等し、②同公団の退職者からの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等し、③同公団の退職者からの要請を受け、工事の発注基準を従来の15億円以上から10億円以上に引き下げさせていた。これらの行為は、同公団の退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり、全体として単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず、事業者に入札談合を行わせたものと認められた。 また、同公団職員は、発注予定時期などの未公表情報の教示を行っていた。 (平成17年9月29日、日本道路公団総裁に対し改善措置要求)
4	国土交通省が発注する水門設備工事における事例	国土交通省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示すなどしていた。 (平成19年3月8日、国土交通大臣に対し改善措置要求)
5	防衛施設庁が発注する土木・建築工事における事例	防衛施設庁の職員は、土木・建築工事について、入札の執行前に、落札予定者の割り振りを行い、その結果を窓口役の同庁OBに直接又はその補助役の同庁OBを通じて伝達し、窓口役の同庁OBは、割り振りの結果を業界側連絡役等に伝達していた。また、落札予定者に確実に受注させるため、防衛施設庁の地方支分部局の担当職員に対し、割り振りの対象とした工事のうち指名競争入札の工事については、当該工事名及び落札予定者名を伝え、当該落札予定者を当該工事の入札参加者として指名するよう指示するなどしていた。 (平成19年6月20日、防衛施設庁に対し通知)
6	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務における事例	緑資源機構の職員は、林道調査測量設計業務について、反復的かつ継続的に、落札予定者を選定し、入札前に、落札予定者に対し、落札予定者となった旨を伝達していた。また、同機構の役員は、前記の落札予定者の選定結果について承認を与えていた。 (平成19年12月27日、緑資源機構に対し通知)
7	札幌市が発注する下水処理施設に係る特定電気設備工事における事例	札幌市の職員は、同市発注の下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんど全てについて、当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。 (平成20年10月29日、札幌市長に対し改善措置要求)
8	国土交通省が発注する車両管理業務における事例	国土交通省の職員は、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。 (平成21年6月23日、国土交通大臣に対し改善措置要求)

(参考1) 公正取引委員会が認定した「入札談合等関与行為」の事例一覧  公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

9	防衛省航空自衛隊が発注する什器類の納入における事例	防衛省の職員は、防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について、当該什器類の入札前に納入予定メーカーについての意向を納入予定メーカーに示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。 (平成22年3月30日、防衛大臣に対し改善措置要求)
10	青森市が発注する土木一式工事における事例	青森市特別理事の職にあった者は、青森市発注の特定土木一式工事について、特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。 (平成22年4月22日、青森市長に対し改善措置要求)
11	茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事における事例	茨城県の職員(境土地改良事務所の工務課長)は、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、建設業協会の境支部の支部長に伝達していた。 また、茨城県の職員(境工事事務所の所長)は、特定の事業者からの要望を受け、境工事事務所発注の特定舗装工事について、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。 (平成23年8月4日、茨城県知事に対し改善措置要求)
12	国土交通省が発注する一般土木工事における事例	国土交通省の職員(土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長)は、土佐国道事務所及び高知河川国道事務所が総合評価落札方式によって発注する特定一般土木工事について、特定の事業者の役員からの求めに応じ、当該工事の入札書の提出締切日前までに、入札参加業者の名称、入札参加業者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。 (平成24年10月17日、国土交通大臣に対し改善措置要求)
13	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事における事例	鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員(鉄道建設本部東京支社の設備部長、設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事)は、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。 (平成26年3月19日、鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長に対し改善措置要求)
14	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業における事例	東京都の職員(金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長及び朝霞浄水管理事務所の技術課排水処理係主任)は、各浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。 (令和元年7月11日、東京都知事に対し改善措置要求)
15	首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務における事例	首都高速道路株式会社の職員(①東京西局点検・補修推進課長、②技術部工事安全推進課長、③東京西局保全管理課保全管理司令(①~③は全て同一人物である。))及び④東京西局点検・補修推進課長)は、特定道路清掃業務の入札において、入札参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に関する情報等を教示していた。 (令和8年4月22日、首都高速道路株式会社代表取締役に対し改善措置要求)

(参考2) 職員による入札談合等関与行為防止法第8条等違反が判決等で確定した発注機関一覧 <sup>※1, 2</sup> (令和3年以降)

令和3年	1	本部町今帰仁村清掃施設組合
	2	千葉県南房総市
	3	群馬県沼田市
	4	愛媛県四国中央市
	5	福井県若狭町
	6	京都府南丹市
	7	京都府宇治田原町
	8	北海道
	9	青森県西目屋村
	10	福島県会津美里町
	11	新潟県糸魚川市
	12	前橋市
	13	秋田県
	14	北海道開発局土別道路事務所
	15	埼玉県鳩山町
	16	愛媛県松前町
	17	愛媛県鬼北町
	18	金沢市
	19	滋賀県多賀町
	20	鹿児島県いちき串木野市
令和4年	21	富山県舟橋村
	22	山梨県市川三郷町
	23	茨城県龍ヶ崎市
	24	石川県能美市
	25	山梨県富士川町
	26	香川県土庄町
	27	福島県檜葉町
	28	富山市

令和4年	29	沖縄県竹富町
	30	秋田県鹿角市
	31	滋賀県日野町
	32	岐阜県養老町
	33	青森県今別町
	34	北海道南富良野町
	35	防衛省近畿中部防衛局
令和5年	36	山口県岩国市
	37	埼玉県三郷市
	38	島根県西ノ島町
	39	徳島県藍住町
	40	兵庫県加東市
	41	広島県
	42	岩手県山田町
令和6年	43	岐阜県山県市
	44	新潟県
	45	京都府宇治田原町
	46	福岡県嘉麻市
	47	岡山刑務所
	48	石川県志賀町
	49	兵庫県道路公社
	50	前橋市
	51	静岡市市立清水病院
	52	千代田区
	53	広島県教育委員会
	54	和歌山県日高川町
	55	広島県尾道市
	56	奈良県三郷町

令和6年	57	宮城県石巻市
	58	富山県立山町
	59	佐賀県神埼市
	60	岩手県一関市
	61	岐阜県池田町
	62	山形県住宅供給公社
	令和7年	63
64		福島県
65		佐賀県多久市
66		宮城県白石市
67		山形県高畠町
68		千葉県
69		長崎県佐々町
70		愛媛県
71		大分市
72		岐阜県大垣市
73		山口県岩国市
74		群馬県藤岡市
75		福井県
令和8年	76	長野県大町市
	77	大阪府忠岡町
	78	宮城県気仙沼市
	79	群馬県桐生市
	80	福島県いわき市
	81	千葉県銚子市

※1 報道により把握した、判決等が確定した年と発注機関名を記載している。  
 ※2 事件の概要については、報告書別紙8-3参照。